

| 修正前  | 修正後  |
|--|--|
| <p><b>目次</b></p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1—第7）</p> <p>第2章 自転車交通安全教育（第8—第11）</p> <p>第3章 自転車の安全で適正な利用に関する取組（第12—第18）</p> <p>第4章 財政上の措置（<u>第19</u>）</p> <p>付則</p>  | <p><b>目次</b></p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1—第7）</p> <p>第2章 自転車交通安全教育（第8—第11）</p> <p>第3章 自転車の安全で適正な利用に関する取組（第12—<u>第19</u>）</p> <p>第4章 財政上の措置（<u>第20</u>）</p> <p>付則</p>   |
| <p><b>前文</b></p> <p>(中 略)</p> <p>私たちは、県民一人ひとりが、自転車の安全で適正な利用の重要性を理解し、環境の保全や観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車の安全で適正な利用のための環境が整備され、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現ができるよう、自転車の安全で適正な利用を促進していくことを決意し、ここに滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定します。</p> | <p><b>前文</b></p> <p>(中 略)</p> <p>私たちは、県民一人ひとりが、自転車の安全で適正な利用の重要性を理解し、環境の保全や観光の振興に資すると認められる等の自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車の安全で適正な利用のための環境が整備され、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現ができるよう、自転車の安全で適正な利用を促進していくことを決意し、ここに滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定します。</p> |

| 修正前   | 修正後  |
|---|--|
| <p><b>第1 目的</b></p> <p>1 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および<u>交通安全団体</u>の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。</p> | <p><b>第1 目的</b></p> <p>1 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および<u>交通安全団体等</u>の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる等の自転車の特性を最大限に活用しつつ、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。</p> |
| <p><b>第2 定義</b></p> <p>1 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>交通安全団体</u> 交通安全に関する活動を行う団体</p> <p>(3) 市町等 市町、県民、事業者および<u>交通安全団体</u></p>  | <p><b>第2 定義</b></p> <p>1 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>交通安全団体等</u> 交通安全に関する活動を行う団体<u>および自転車の適正な利用の促進に関する活動を行う団体</u></p> <p>(3) 市町等 市町、県民、事業者および<u>交通安全団体等</u></p>  |

| 修正前   | 修正後   |
|---|---|
| (4)～(7)   | (4)～(7)   |
| <b>第3 県の責務</b><br><br>1 県は、自転車が関係する交通事故の防止を図るとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる特性を最大限に活用した自転車の利用ができるよう、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。<br><br>2 省略                            | <b>第3 県の責務</b><br><br>1 県は、自転車が関係する交通事故の防止を図るとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる <u>等の</u> 特性を最大限に活用した自転車の利用ができるよう、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。<br><br>2 省略                               |
| <b>第6 交通安全団体の役割</b><br><br>1 <u>交通安全団体</u> は、自転車関係法令の遵守に関する啓発、自転車の安全で適正な利用の気運を醸成するための活動その他自転車の安全で適正な利用の促進に資する活動を積極的に行うよう努めるものとします。<br><br>2 <u>交通安全団体</u> は、国、県および市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。 | <b>第6 交通安全団体等の役割</b><br><br>1 <u>交通安全団体等</u> は、自転車関係法令の遵守に関する啓発、自転車の安全で適正な利用の気運を醸成するための活動その他自転車の安全で適正な利用の促進に資する活動を積極的に <u>推進する</u> よう努めるものとします。<br><br>2 <u>交通安全団体等</u> は、国、県および市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。 |

| 修正前   | 修正後   |
|---|---|
| <p><b>第8 県民に対する自転車交通安全教育</b></p> <p>1 省略</p> <p>2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行うものとします。</p> <p>3 省略</p>                                    | <p><b>第8 県民に対する自転車交通安全教育</b></p> <p>1 省略</p> <p>2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、<u>歩行者および自転車が道路を安全に通行することができるよう配慮して運転することを啓発するとともに、講習その他の学習の機会を利用して行うものとします。</u></p> <p>3 省略</p> |
| <p><b>第10 家庭および地域における自転車交通安全教育等</b></p> <p>1～3 省略</p> <p>4 地域の住民は、<u>高齢者</u>に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策についての必要な助言および技術的な援助を行うよう努めるものとします。</p>                         | <p><b>第10 家庭および地域における自転車交通安全教育等</b></p> <p>1～3 省略</p> <p>4 地域の住民は、<u>乗車用ヘルメットを着用することが必要な者</u>に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策についての必要な助言および技術的な援助を行うよう努めるものとします。</p>                            |
| <p><b>第14 自転車損害賠償保険等への加入</b></p> <p>1 自転車利用者は、<u>自転車の利用に関し、自転車損害賠償保険等に加入しなければならないもの</u>とします。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。</p> | <p><b>第14 自転車損害賠償保険等への加入</b></p> <p>1 自転車利用者は、<u>自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないもの</u>とします。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りではありません。</p>            |

| 修正前         | 修正後   |
|-------------|---|
| <p>2 省略</p> | <p>せん。</p> <p>2 事業者は、その事業活動において従業者その他事業に関係する者に自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないものとします。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第15 自転車損害賠償保険等の加入の確認等</b></p> <p>1 <u>自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」といいます。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」といいます。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならないものとします。</u></p> <p>2 <u>自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとします。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付けるときについて準用します。</u></p> |

| 修正前  | 修正後  |
|--|--|
| <b><u>第15～第17 省略</u></b>   | <b><u>第16～第18 省略</u></b>   |
| <b><u>第18 自転車を利用した観光の推進等</u></b>   | <b><u>第19 自転車を利用した観光の推進等</u></b>   |
| 1 省略   | 1 省略   |
| 2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者その他関係者と連携を図りながら協働するとともに、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいいます。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようするために必要な施設の設置その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。 | 2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者、 <u>公共交通機関</u> その他関係者と連携を図りながら協働するとともに、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいいます。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようするために必要な施設の設置その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。 |
| <b><u>第19 省略</u></b>   | <b><u>第20 省略</u></b>   |
| <b>付 則</b>   | <b>付 則</b>   |
| 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、 <u>第14の第1項</u> の規定は、平成28年10月1日から施行します。  | 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、 <u>第14（第3項を除く。）および第15</u> の規定は、平成28年10月1日から施行します。   |
| 2 省略   | 2 省略   |